

「先進医療」に関するお知らせ
(「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の先進医療からの削除(見込)について)

厚生労働大臣が認定する「先進医療」は、適宜追加・削除が行われております。

今般、2020年4月1日より以下の技術が、「先進医療」から削除される見込みとなりましたので、お知らせいたします。

- 「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」
- 「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」

当社の先進医療特約・特則では、療養を受けた時点で厚生労働大臣が定める「先進医療」であることがお支払いの要件の一つとなります。

そのため、「先進医療」から削除された場合、先進医療特約・特則のご加入時期に関わらず2020年4月1日以降に受ける上記2つの療養については、先進医療給付金・先進医療見舞給付金のお支払対象外となりますので、ご注意ください。

対象の特約・特則

- 無配当無解約返戻金型先進医療特約
- 無配当無解約返戻金型先進医療特約(14)
- 無配当無解約返戻金型先進医療特約(16)
- 無解約返戻金型先進医療特約(生存給付保険用)
- 無解約返戻金型先進医療特約(生存給付保険用)(15)
- 無配当保険料払込期間中無解約返戻金型生存給付金付終身医療保険
の先進医療給付金特則

※先進医療特約・特則については、「先進医療」の保険診療としての承認、追加・削除に応じ、自動的に連動して保障範囲が変更となります。

今後の「先進医療」に関する最新情報につきましては「厚生労働省ホームページ」をご確認頂けますよう、お願い申し上げます。

以上